



鳥取県公報

平成13年 7月13日(金)
第 7 2 9 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	字の区域の変更 (426) (市町村振興課) 1
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (427) (経営商業課) 2
	大規模小売店舗に関する届出事項の変更に対する意見書の提出 (428) (") 3
	土地改良事業の協議の適否の決定 (429) (耕地課) 4
	国土調査の成果の認証 (430) (") 4
	保安林の指定予定 (431) (森林保全課) 5
	保安林の指定の解除予定 (432) (") 5
	鳥取県の海岸に関する意識調査実施要領 (433) (河川砂防課) 6
選管告示	選挙管理委員会の招集 (61) 6
公 告	鉛散弾規制地域の設定に関する公聴会の開催 (2件) (森林保全課) 7
	平成13年度鳥取県職員採用試験 (高校卒業程度) (人事委員会事務局任用課) 7
	平成13年度鳥取県警察官採用試験 (高校卒業程度) (") 11
雑 報	鳥取県市町村職員共済組合に係る平成12年度の決算の要旨 (市町村振興課) 14

告 示

鳥取県告示第426号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定に基づき、福部村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、福部村 (大字八重原の一部) の地籍図及び地籍簿の国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第 2 項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成13年 7月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域 (平成13年 2月20日現在の地番による。)
大字八重原字垣ノ尾	大字八重原字垣ノ尾の全域 大字八重原字北ノ瀬戸262から265まで
大字八重原字北ノ瀬戸	大字八重原字北ノ瀬戸のうち262から265まで以外の区域
大字八重原字宇山	大字八重原字宇山の全域 大字八重原字上宇山300の 4 及び291、292、299、300の 1、300の 5、328、331と一体をなす国有地の一部

大字八重原字上宇山	大字八重原字上宇山のうち300の4及び291、292、299、300の1、300の5、328、331と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字八重原字南田多	大字八重原字南田多のうち619の2から619の4まで、620の2、620の8及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字八重原字八重畑	大字八重原字八重畑の全域 大字八重原字大岩690
大字八重原字大岩	大字八重原字大岩のうち690以外の区域
大字八重原字中瀬	大字八重原字中瀬の全域 大字八重原字南田多619の2から619の4まで、620の2、620の8及びこれらと一体をなす国有地の一部

鳥取県告示第427号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成13年7月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ日吉津ショッピングセンターイーストコート
西伯郡日吉津村大字日吉津1157

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前10時（年間60日間午前9時）

閉店時刻 午後9時（年間60日間午後10時）

変更後 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

3 変更年月日

平成13年7月2日

4 届出年月日

平成13年6月26日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

ジャスコ株式会社 代表取締役社長 岡田元也

千葉市美浜区中瀬一丁目5-1

株式会社ひえづ物産 代表取締役 益田信夫

西伯郡日吉津村大字日吉津1026-1

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

27,410㎡

(3) 大規模小売店舗内の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

- (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
- (イ) 収容台数 1,600台
- イ 駐輪場の位置及び収容台数
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
 - (イ) 収容台数 138
- ウ 荷さばき施設の位置及び面積
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
 - (イ) 面積 243㎡
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
 - (イ) 容量 28㎡
- (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (ア) 出入口の数
 - 出入口 3か所
 - 入 口 1か所
 - 出 口 1か所
 - (イ) 位置 6の書類に記載のとおり
 - ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前5時から午後10時まで
- 6 縦覧に供する書類
変更事項届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成13年7月13日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経営商業課
米子市鞆町一丁目160
鳥取県西部県民局
西伯郡日吉津村大字日吉津872 - 15
日吉津村産業課
- 9 意見書の提出
日吉津村の区域内に居住する者、日吉津村において事業活動を行う者、日吉津村の区域をその地区とする商工会その他の日吉津村に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第428号

平成13年鳥取県告示第109号（大規模小売店舗に関する変更事項の届について）により告示したマルイ宮長店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成13年7月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 意見書を提出した市町村
鳥取市

2 意見の概要

マルイ宮長店の増床によって、騒音等の影響はほとんどないと予想されているが、今後、周辺住宅地の生活環境の保持に努めるよう十分配慮されたい。

3 縦覧に供する期間

平成13年7月13日から1月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経営商業課

鳥取市尚徳町116

鳥取市商工観光部商工課

鳥取県告示第429号

鳥取市が行う土地改良事業（非補助土地改良事業福井地区区画整理）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年7月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成13年7月16日から22日間

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して、15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第430号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成13年7月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
福 部 村	平成10年度から 平成12年度まで	福部村 (大字八重原の一部) の地籍図及び地籍簿	岩美郡福部村大字八重原 の一部	平成13年7月13日

鳥取県告示第431号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成13年7月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所
日野郡日野町舟場字大足谷592、603、榎市字長畑奥953
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採することができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第432号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成13年7月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
気高郡鹿野町大字河内字西廣國1661の17、1661の18、1661の20、1661の22、1661の24
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第433号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づき、鳥取県の海岸に関する意識調査を次の要領により行うので、同条例第2条の規定により告示する。

平成13年7月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県の海岸に関する意識調査実施要領**1 調査の目的**

この調査は、県民の海岸のあり方に関する意識を把握し、鳥取沿岸海岸保全基本計画の策定を検討するための資料とすることを目的とする。

2 調査の対象

県内に居住する者のうち無作為に抽出した3,000人

3 調査事項

- (1) 海岸の利用の目的、頻度、改善すべき点等
- (2) 海岸の安全に対する意識
- (3) 海岸の環境に対する意識
- (4) 海岸整備の将来像に対する意識
- (5) 砂浜の清掃等のボランティア活動に対する意識
- (6) 海岸の整備を行う判断基準に対する意識

4 調査の期日

この調査は、平成13年7月18日から同月31日までの間において実施する。

5 調査の方法

この調査は、国際航業株式会社に委託して実施する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第61号

平成13年第13回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成13年7月13日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

1 日時 平成13年7月16日（月） 午後2時

2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室

3 議題

- (1) 第19回参議院議員通常選挙について
- (2) その他

公 告

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第1条ノ5第6項の規定に基づき、鉛散弾規制地域の設定に関する公聴会を次のとおり開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく公聴会に関する規則（平成12年鳥取県規則第85号）第2条第1項の規定により公告する。

平成13年7月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 日 時 平成13年8月7日（火） 午前10時30分から
- 2 場 所 日野郡江府町大字武庫1990 - 1 中国電力株式会社俣野川発電所ご案内ホール
- 3 案 件 次の表に掲げる鉛散弾規制地域の設定

名 称	区 域
猿飛湖鉛散弾規制地域	日野郡江府町大字武庫地内の中国電力俣野川ダム堤体と県道上徳山俣野江府線との交点を起点とし、同県道を東方に進み、同県道と町道池の内湖岸線との交点に至り、同町道を西方に進み、同町道と中国電力俣野川ダム堤体との交点に至り、同点を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第1条ノ5第6項の規定に基づき、鉛散弾規制地域の設定に関する公聴会を次のとおり開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく公聴会に関する規則（平成12年鳥取県規則第85号）第2条第1項の規定により公告する。

平成13年7月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 日 時 平成13年8月7日（火） 午後2時から
- 2 場 所 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所講堂
- 3 案 件 次の表に掲げる鉛散弾規制地域の設定

名 称	区 域
国府川鉛散弾規制地域	倉吉市三江地内県道上大立横田線と国府川左岸との交点を起点とし、同点から同川左岸を北東に下り、同川左岸と県道倉吉赤碕中山線との交点に至り、同県道を東方に進み、同県道と同川右岸との交点に至り、同川右岸を南西に上り、同川右岸と県道上大立横田線との交点に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成14年度に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成13年7月13日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

1 試験の名称

平成13年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度）

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
一 般 事 務	15名程度
土 木	3名程度
警 察 事 務	5名程度

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。

3 対象となる職

一般事務にあつては知事の事務部局等又は市町村立若しくは組合立の小・中学校若しくは県立学校に、土木にあつては知事の事務部局又は教育委員会の事務部局等に、警察事務にあつては警察署等に勤務する行政職給料表1級の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額141,900円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

（1）年齢要件は次のとおりであること。

ア 一般事務及び土木 昭和55年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者

イ 警察事務 昭和53年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者

（2）一般事務又は土木の試験を受ける者で日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

（注）1 平成14年3月31日までに永住者又は特別永住者となる見込みの者を含む。

2 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

（3）警察事務の試験を受ける者にあつては、日本国籍を有すること。

6 第1次試験

（1）試験種目

ア 一般事務及び警察事務

教養試験（多肢選択式）及び適性試験（多肢選択式）

イ 土木

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）

なお、各試験の出題分野等は、別表のとおりとする。

（2）試験の期日

平成13年9月23日（日）

（3）試験の場所

鳥取市立北中学校

鳥取市東町三丁目371

鳥取県立米子東高等学校 米子市勝田町1

7 第2次試験

(1) 試験の実施

一般事務及び土木については、鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が実施し、警察事務については、第2次試験以降の最終合格発表等の手続を含め、鳥取県警察本部が実施する。

(2) 試験種目

作文試験、面接試験（一般事務及び警察事務にあつては人物についての個別面接、土木にあつては人物についての個別面接及び専門的知識についての口述試験）、適性検査及び健康診断

(3) 試験の期日

平成13年11月2日（金）（予定）

(4) 試験の場所

鳥取県庁 鳥取市東町一丁目220

8 配点

区 分		一般事務及び 警察事務	土 木
第1次試験	教養試験	264点	90点
	適性試験	36点	-
	専門試験	-	210点
	多肢選択式試験	-	150点
	記述式試験	-	60点
	小 計	300点	300点
第2次試験	作文試験	200点	200点
	面接試験	500点	500点
	小 計	700点	700点
合 計		1,000点	1,000点

9 合格者の決定方法

第1次試験合格者は、教養試験、適性試験及び専門試験の得点を合計した得点の高い順に決定する。

第1次試験の教養試験、適性試験又は専門試験（多肢選択式又は記述式）の得点が、それぞれの配点の2割5分未満の場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格とする。したがって、合計の得点が高くても不合格となる場合がある。

また、最終合格者は、第1次試験の得点にかかわらず、第2次試験の得点の高い順に決定する。ただし、作文試験又は面接試験の得点が、それぞれの配点の2割5分未満の場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格とする。

10 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成13年10月5日（金）（予定）に鳥取県庁本庁舎、第二庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネットのホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知することとし、その際、第2次試験の期日についても併せて通知する。

(2) 最終合格者

平成13年11月15日（木）（予定）に鳥取県庁本庁舎、第二庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネットのホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

11 最終合格者の採用方法

- (1) 一般事務又は土木に係る最終合格者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。
- (2) 警察事務に係る最終合格者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。
- なお、採用は、原則として平成14年4月1日の予定である。

12 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局並びに東京事務所及び大阪事務所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に提出し、又は郵送すること。

なお、申込みができる試験の種類は、一つに限る。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成13年8月16日(木)から同月31日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成13年8月31日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

13 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第19条第1項の規定により、次の表のとおり口頭で開示を請求することができる。

なお、この場合において、電話、はがき等による請求では開示できないので、受験者本人が直接開示場所へ来所すること。その際、運転免許証、学生証その他の写真により受験者本人であることを確認できるもの(以下「運転免許証等」という。)を持参すること。

受験者本人が未成年者の場合には、法定代理人も開示を請求することができる。その際、運転免許証等に加え、受験者本人との続柄等を証明できるもの(健康保険被保険者証、戸籍謄本(抄本)等)及び法定代理人本人であることを確認できるものを持参すること。

ア 一般事務及び土木

試 験	開示請求ができる者	開示の内容	開 示 期 間	開示場所
第1次試験	受験者又は法定代理人(受験者本人が未成年者の場合に限る。)。ただし、第1次試験合格者は、最終合格発表後に限る。	教養試験、適性試験又は専門試験ごとの得点及び合計得点並びに第1次試験の順位	第1次試験の不合格者にあつては第1次試験の合格者発表日から、第1次試験の合格者にあつては最終合格者発表日から1月間	鳥取県人事委員会事務局

第2次試験	受験者又は法定代理人 (受験者本人が未成年者の場合に限る。)	作文試験又は面接試験 ごとの得点及び合計得 点並びに第2次試験の 順位	最終合格者発表日から1 月間
-------	-----------------------------------	--	-------------------

イ 警察事務

試 験	開示請求ができる者	開示の内容	開 示 期 間	開示場所
第1次試験	第1次試験の不合格者 又は法定代理人(不合 格者本人が未成年者の 場合に限る。)	教養試験又は適性試験 ごとの得点及び合計得 点並びに第1次試験の 順位	第1次試験の合格者発表 日から1月間	鳥取県人事委 員会事務局

また、希望者には、郵送による試験結果の通知を行うので、当該通知を希望する者は、第1次試験の当日に80円切手をはったあて先明記の通知用封筒を持参すること。

14 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に作成する受験案内を参照すること。

別 表

[教養試験出題分野一覧表]

試験の種類	問題形式	出 題 分 野
全 種 類	多肢選択式	国語、社会、数学、理科、英語、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈

[適性試験内容一覧表]

試験の種類	問題形式	内 容
一 般 事 務 及 び 警 察 事 務	多肢選択式	置換、照合、計算、分類等の比較的簡単な問題を限られた時間内で行うことができるだけ数多く解答する検査

[専門試験出題分野一覧表]

試験の種類	問題形式	出 題 分 野
土 木	多肢選択式	設計、測量、施工、数学・物理、情報技術基礎、水理、土質力学及び土木計画
	記 述 式	設計、測量及び施工

職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、平成14年度に採用する鳥取県警察官の採用試験について、次のとおり公告する。

平成13年7月13日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

1 試験の名称

平成13年度鳥取県警察官採用試験（高校卒業程度）

2 採用予定者数

5名程度

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表1級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額160,200円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

昭和49年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた男性とする。ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）

なお、出題分野は、国語、社会、数学、理科、英語、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈とする。

(2) 試験の期日

平成13年9月16日（日）

(3) 試験の場所

鳥取県庁講堂

鳥取市東町一丁目220

鳥取県立米子コンベンションセンター

米子市末広町74

7 第2次試験

(1) 試験の実施

第2次試験の実施、最終合格発表等の手続は、鳥取県警察本部が実施する。

(2) 試験種目

作文試験、面接試験（個別面接）、適性検査、身体検査及び体力検査

なお、身体検査の項目及び基準は、別表のとおりとする。

(3) 試験の期日

平成13年10月22日（月）及び23日（火）（予定）

(4) 試験の場所

鳥取県警察学校

鳥取市伏野46 - 5

8 配点

区 分		配 点
第1次試験	教養試験	300点
	小 計	300点
第2次試験	作文試験	200点
	面接試験	500点
	小 計	700点
合 計		1,000点

9 合格者の決定方法

第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定する。ただし、教養試験の得点が配点の2割5分未満

の場合は不合格とする。

また、最終合格者は、第1次試験の得点にかかわらず、第2次試験の結果を総合的に検討して決定する。

10 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成13年10月5日(金)(予定)に鳥取県庁本庁舎、第二庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネットのホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、合格者には書面で通知することとし、その際、第2次試験の期日についても併せて通知する。

(2) 最終合格者

平成13年11月15日(木)(予定)に鳥取県庁本庁舎、第二庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネットのホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

11 採用の方法

最終合格者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成14年4月1日の予定である。

12 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京事務所及び大阪事務所並びに警察本部警務部警務課、各警察署、各交番及び各警察官駐在所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に提出又は郵送すること。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成13年8月16日(木)から同年8月31日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成13年8月31日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

13 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第19条第1項の規定により、次の表のとおり口頭で開示を請求することができる。

なお、この場合において、電話、はがき等による請求では開示できないので、受験者本人が直接開示場所へ来所すること。その際、運転免許証、学生証その他の写真により受験者本人であることを確認できるもの(以下「運転免許証等」という。)を持参すること。

受験者本人が未成年者の場合には、法定代理人も開示を請求することができる。その際、運転免許証等に加え、受験者本人との続柄等を証明できるもの(健康保険被保険者証、戸籍謄本(抄本)等)及び法定代理人本人であることを確認できるものを持参すること。

試 験	開示請求ができる者	開示の内容	開 示 期 間	開示場所
第1次試験	鳥取県のみを志望している受験者のうち第1次試験の不合格者又は法定代理人（受験者本人が未成年者の場合に限る。）	教養試験の得点及び順位	合格発表日から1月間	鳥取県人事委員会事務局

また、希望者には、郵送による試験結果の通知を行うので、当該通知を希望する者は、第1次試験の当日に80円切手をはったあて先明記の通知用封筒を持参すること。

14 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857 - 26 - 7553）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に作成する受験案内を参照すること。

別 表

[身体検査の項目及び基準一覧表]

検 査 項 目	基 準
身 長	160センチメートル以上であること。
体 重	47キログラム以上であること。
胸 囲	78センチメートル以上であること。
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること、又は矯正視力が1.0以上であること。
弁 色 力	正常であること。
聴 力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障のないこと。

(注) 一般内科系検査には、レントゲン検査を含む。

雑 報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第2項の規定による報告を行ったので、同条第3項の規定により公告する。

平成13年7月13日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 福 田 正 臣

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	計
4	31	4	18	57

2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一 般	特 別 職	市町村長	特定消防	任意継続	計
組合員数 (人)	7,329	180	39	657	211	8,416
給料月額 (百万円)	2,549	79	32	230	69	2,959
1人当たり給料月額 (円)	347,855	439,471	813,013	349,888	324,776	

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位：人)

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	計
人員	9	7	64	3	2	85

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	短期	長期	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	基礎年金支払
(収 入)									
負担金	1,746,263	7,600,041	71,831	227,135					
掛金	1,818,263	3,579,566		220,757					
施設収入・商品売上					1,208,842				
基礎年金交付金		1,165,906							
利息及び配当金	1,611	613,503	165	356	218	209,332	26	3	
その他収入	194,247	115,452	37	44,873	50,350		210,324	8,120	375,328
他経理から繰入金			23,944		283,439				
前年度繰越支払準備金	326,551	70							
前年度繰越長期給付積立金		36,534,845							
計	4,086,935	49,609,383	95,977	493,121	1,542,849	209,332	210,350	8,123	375,328
(支 出)									
給付金	2,019,995	9,434,175							
職員給与			64,809	67,529	464,934	47,650	7,587		
旅費・事務費			3,370	4,940	10,186	2,673	2,723	999	
商品仕入					51,727				
飲食材料費					313,217				
委託費			2,110	845	27,746	307			
支払利息					24,181	106,829	176,914	5,211	
連合会払込金	66,810	372,853					13,873		
老人保健拠出金	752,119								
退職者給付拠出金	324,611								
基礎年金拠出金		2,356,005							
他経理へ繰入金	11,972	11,972		246,001					
その他支出	275,752	44	18,917	146,274	635,233	20,682	8,376	1,003	375,328
次年度繰越支払準備金	322,095								
次年度繰越長期給付積立金		37,434,334							
計	3,773,354	49,609,383	89,206	465,589	1,527,224	178,141	209,473	7,213	375,328
差引当期利益金	313,581		6,771	27,532	15,625	31,191	877	910	
年度末支払準備金	322,096								
年度末長期給付積立金		37,434,334							
年度末資本剰余金			474		1,961,341				
年度末利益剰余金	956,591		17,908	132,548	199,238	211,296	19,209	25,199	

